

# 平成 24 検査事務年度検査基本方針のポイント

## 検査基本方針とは

検査事務年度(7月～翌年6月)ごとに、その年度における検査運営の基本的な取組姿勢や重点検証事項等を明確化するため、策定・公表。

## 【新たに追加した主な事項】

### ・基本的な取組姿勢

#### 検査の質的向上

当局における検証能力の更なる向上を図るため、以下の取組みを推進。  
先端的な金融技術等の調査・研究や、そこで得られた知見の活用  
海外検査当局の先進的な検証手法の取り込み  
情報解析ツールの積極的・効果的活用による検証作業の効率化等  
情報の分析・管理態勢の強化による情報の有効活用の一層の推進  
外部からの専門家の登用や、高度な専門性を備えた人材の育成  
保険会社に対する検査に係る分析・検証内容の充実・強化

#### 監査役・監査委員との連携強化

当局と金融機関の監査役・監査委員との意見交換の機会を充実。

### ・検査重点事項

#### 経営管理態勢の整備

##### ➤ 金融持株会社のグループ経営管理・リスク管理

大手金融グループにおける海外店舗網の拡大等の動きの活発化。  
グループ全体を通じたグローバルなリスク管理態勢を重点検証。

##### ➤ 業務継続体制

大規模な自然災害等、従来の想定に必ずしも収まらない事象の発生。  
災害被害やシステム障害等の情報を迅速かつ的確に収集し、危機に対応できる態勢を重点検証。

#### 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた取組み

中小企業金融円滑化法の「出口戦略」が推し進められている中、中小企業の経営改善や事業再生等を最大限支援していく金融機関の役割が増大。

- ・外部専門家、中小企業再生支援協議会等との連携を行う態勢
- ・資本金借入金やA B L等を活用して顧客ニーズに応える態勢を重点検証。

#### 法令等遵守態勢の整備

##### ➤ 反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止

暴力団排除活動の国・地方公共団体レベルでの充実・強化。  
・反社会的勢力との関係を遮断できる実効性のある態勢  
・平成 25 年 4 月施行予定の改正犯収法に対応するための態勢を重点検証。

##### ➤ 金融市場における不公正取引等の防止に向けた対応

インサイダー取引や、L I B O R の不正操作問題等の発生。  
情報管理等の内部管理態勢やコンプライアンス態勢等を重点検証。

##### ➤ ホールセール業務に係るリーガルリスク管理等

リテール業務と比べ、多額で非定型・複雑な商品等を扱う場合が多い特性。  
適切にリーガル・チェック等を行う態勢を重点検証。

#### 各種リスク管理態勢の整備

##### ➤ システムリスク管理

システムリスクに関する総点検の実施、システムの外部委託の利用増加。  
システムリスク管理態勢、金融機関における外部委託等に係る管理態勢を重点検証。

##### ➤ 信託業務に係るリスク管理等

年金基金からの受託を巡る問題事例の発生。  
年金基金等の委託先からの資産の管理・運用態勢を重点検証。

##### ➤ 保険業務に係るリスク管理

世界経済の変調や、大規模な自然災害の発生。  
海外拠点を含めた集積リスクの管理等、保険引受リスクの管理態勢を重点検証。

### ・各種検査の基本的枠組み

#### 地域金融機関

海外への業務展開を図る先については、海外拠点の業務の管理態勢を検証。

#### 保険会社等

保険会社に対する検査体制を拡充・強化し、検査周期の短縮に努力。  
平成 24 年 4 月から試行を開始した保険検査評価制度の定着にも注力。

#### 農業協同組合

行政刷新会議に設置されている規制・制度改革委員会での議論に基づき、検査件数の増加に努力。

# 【参考】検査基本方針の構成

## はじめに

我が国経済・社会の現下の状況等を踏まえ、資金需要者への適切・円滑な資金供給や、利用者への良質な金融商品・サービスの提供という役割を果たす態勢が整備されているか、また、そうした役割を果たすことができるだけの健全な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が構築されているかについて検証。

## 基本的な取組姿勢

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 1. 検査の質的向上及び情報発信力の強化等   | 4. 金融機関の負担軽減      |
| 2. 関係機関との連携強化           | 5. 震災復興への対応及び節電対応 |
| 3. 監査役・監査委員や外部監査人との連携強化 |                   |

## 検査重点事項

- |   |  |
|---|--|
| <b>1. 経営管理態勢の整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>適切な経営管理</li><li>金融持株会社等のグループ経営管理・リスク管理</li><li>業務継続体制</li></ul>   | <b>4. 顧客保護・利用者利便の向上</b> <ul style="list-style-type: none"><li>顧客保護等<ul style="list-style-type: none"><li>顧客情報に係る管理の徹底</li><li>適正かつ安全な金融取引の確保</li><li>相談・苦情等への積極的な対応（金融ADR制度への対応を含む。）</li><li>顧客に対する適切な説明</li></ul></li><li>利用者利便の向上</li></ul>  |
| <b>2. 金融円滑化の一層の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>中小企業向け融資<ul style="list-style-type: none"><li>中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた取組み</li><li>中小企業の経営実態等を踏まえた取組み</li></ul></li><li>住宅ローン</li></ul>  | <b>5. リスク管理態勢の整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>統合的リスク管理</li><li>信用リスク等管理</li><li>市場リスク管理</li><li>流動性リスク管理</li><li>システムリスク管理<ul style="list-style-type: none"><li>システムリスクに関する総点検の結果を踏まえた検証</li><li>業務の拡大やシステムの更改・統合等への対応</li><li>システムの外部委託先等に対する管理</li></ul></li><li>信託業務に係るリスク管理等<ul style="list-style-type: none"><li>信託業務に係る管理</li><li>信託業務の外部委託に係る管理</li></ul></li><li>保険業務に係るリスク管理</li></ul> |
| <b>3. 法令等遵守態勢の整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止</li><li>金融市場における不公正取引等の防止に向けた対応</li><li>不適切な新規業務等の防止に向けた対応</li><li>ホールセール業務に係るリーガルリスク管理等</li></ul> |  |

## 各種検査の基本的枠組み

- **主要行**
  - EiC(複数年担当制の主任検査官)により、深度ある分析を実施
- **地域金融機関**
  - (海外展開している場合)海外拠点の業務管理態勢を検証
- **新規参入銀行**
  - 新規開業後、適切なタイミングで検証
- **信託兼営金融機関・信託会社**
  - 最近の問題事例等も踏まえ、信託検査マニュアルに基づき検証
- **保険会社等**
  - 本事務年度に検査体制を拡充・強化
  - 検査周期の短縮や保険検査評価制度の定着に注力
- **大手金融グループ**
  - 必要に応じ、監視委と連携し、コングロマリット検査を実施
  - グローバルベースのビジネス展開へも対応
- **外国銀行・外国保険会社**
  - 必要に応じ、本社の経営幹部等や及び母国当局と意見交換
- **金融会社等**
  - 改正貸金業法、資金決済法、信用保証協会法に対応した態勢の整備状況等を検証
- **指定紛争解決機関**
  - 業務量の増加を踏まえ、態勢の整備状況等を検証
- **委託業者・代理業者**
  - 積極的に検査を実施
- **政策金融機関**
  - 主務官庁との間で意見交換を充実
- **農業協同組合**
  - 三者要請検査の件数増加に努力